

議案第 22 号

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の証紙徴収の方法に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和元年 6 月 17 日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の証紙徴収の方法に関する条例の一部を改正する条例
アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の証紙徴収の方法に関する条例（昭和 35 年 10 月目黒区条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

題名中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加える。

第 1 条中「軽自動車税」の次に「の種別割（以下「種別割」という。）」を加える。

第 2 条第 1 項中「・契約者」を「、契約者」に、「・軽自動車・」を「、軽自動車、」に、「軽自動車税の」を「種別割の」に、「軽自動車税納税証紙」を「軽自動車税（種別割）納税証紙」に改め、同条第 2 項中「軽自動車税の」を「種別割の」に、「軽自動車税納税済検印」を「軽自動車税（種別割）納税済検印」に改める。

第 3 条中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条ただし書中「賦課もれ」を「賦課漏れ」に改める。

別記第 1 号様式中「軽自動車税納税証紙」を「軽自動車税（種別割）納税証紙」に改める。

別記第 2 号様式中「軽自動車税納税済検印」を「軽自動車税（種別割）納税済検印」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後のアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の証紙徴収の方法に関する条例の規定は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和元年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

(説明) 地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)により日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律(昭和27年法律第119号)が改正されることに伴い、規定の整備を行うため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。

資料

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の証紙徴収の方法に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(_____ は、改正点)

改 正 案	現 行 条 例
<p>アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の証紙徴収の方法に関する条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第119号。以下「特例法」という。）第4条第1項の規定に基づき、<u>軽自動車税の種別割</u>（以下「種別割」という。）の証紙徴収の方法について規定することを目的とする。</p> <p>(証紙徴収の方法及び手続等)</p> <p>第2条 合衆国軍隊の構成員等、<u>契約者又は軍人用販売機関等</u>（特例法第2条第4項から第6項までに規定するものをいう。）の所有する原動機付自転車、<u>軽自動車</u>、<u>小型特殊自動車及び2輪の小型自動車</u>（以下「軽自動車等」という。）に対する<u>種別割の納税者</u>は、当該税額を別記第1号様式の</p>	<p>アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の証紙徴収の方法に関する条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第119号。以下「特例法」という。）第4条第1項の規定に基づき、<u>軽自動車税の証紙徴収の方法</u>について規定することを目的とする。</p> <p>(証紙徴収の方法及び手続等)</p> <p>第2条 合衆国軍隊の構成員等、<u>契約者又は軍人用販売機関等</u>（特例法第2条第4項から第6項までに規定するものをいう。）の所有する原動機付自転車、<u>軽自動車・小型特殊自動車及び2輪の小型自動車</u>（以下「軽自動車等」という。）に対する<u>軽自動車税の納税者</u>は、当該税額を別記第1号様</p>

軽自動車税（種別割）納税証紙（以下「証紙」という。）によって払い込まなければならない。

2 種別割の納税義務は、証紙に別記第2号様式の軽自動車税（種別割）納税済検印を受けたとき、消滅する。

3 （現行に同じ。）
（納期）

第3条 種別割の納期は、4月11日から同月30日までとする。ただし、賦課期日後に納税義務が発生した場合は賦課漏れその他特別の事情がある場合における当該種別割の納期は、別に区長が定める。

別記

第1号様式（第2条関係）

軽自動車税（種別割）納税証紙

種別割		9センチメートル	
車種	標識番号	Ma	
税額	軽自動車税（種別割）納税証紙		
課税年度	年	月	日から
交付年月日	年	月	日まで
			目黒区 検印

式の軽自動車税納税証紙（以下「証紙」という。）によって払い込まなければならない。

2 軽自動車税の納税義務は、証紙に別記第2号様式の軽自動車税納税済検印を受けたとき、消滅する。

3 （省略）
（納期）

第3条 軽自動車税の納期は、4月11日から同月30日までとする。ただし、賦課期日後に納税義務が発生した場合は賦課もれその他特別の事情がある場合における当該軽自動車税の納期は、別に区長が定める。

別記

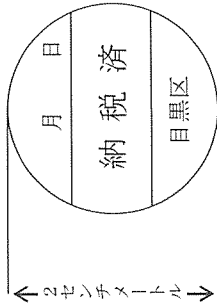
第1号様式（第2条関係）

軽自動車税納税証紙

種別		9センチメートル	
車種	標識番号	Ma	
税額	軽自動車税納税証紙		
課税年度	年	月	日から
交付年月日	年	月	日まで
			目黒区 検印

第2号様式（第2条関係）

軽自動車税（種別割）納税済検印



第2号様式（第2条関係）

軽自動車税納税済検印

